

療養病床の転換支援に関し追加的に検討を要する事項

1. 療養病床から転換した老人保健施設における医療サービスの提供について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第2条第3項において、老健施設の医療の提供の在り方の見直しを検討することとされている。

2. 医療法人による特別養護老人ホームの設置について（以下、別紙参照）

療養病床の入院患者にとって望ましいと考えられる施設として特養が挙げられることがあるが、現在、医療法人による特養の設置は認められていない。

3. 小規模な医療機関の円滑な転換を支援するための方策について

有床診療所など小規模な医療機関の療養病床の転換は難しいと言われている。

4. サテライト型施設の在り方について

現在のところ、サテライト型施設は同じ施設類型（老健・特養）の組合せに限って認められている。

5. 過去の借入金への対応について

療養病床整備に係る過去の借入金の返済が病床転換に当たっての課題となっている。

6. 第4期介護保険事業（支援）計画における病床転換の取扱いについて

各自治体は、介護保険事業（支援）計画において、各年度・施設種別ごとの必要定員総数を設定しており、その必要定員総数を超える場合は指定申請等を拒否することができるという仕組みになっている。

7. 新たな居住系・在宅モデルについて

診療所を拠点とした在宅医療と「住まい」を組み合わせた転換モデルについても検討が必要となっている。